

22 不当表示の禁止

一般消費者に優良誤認や有利誤認を与える広告、表示は不当表示として禁止されている。

■優良誤認・有利誤認とは

消費者に優れて良いものと誤って認識させることを「優良誤認」、買って有利だと誤って認識させることを「有利誤認」という。

■対象となるもの

1. 商品、容器、又は包装による広告その他の表示等
2. 見本、チラシ、パンフレット、説明書とこれに類するもの等
ダイレクトメール、ファクシミリ等も含む
3. ポスター、看板（プラカード等も含む）、ネオンサイン等
4. 新聞、雑誌等の出版物、放送、電光広告等
5. インターネット、パソコン通信など情報処理機器による広告・表示等

(1) 食肉以外のものの誤認表示

- * 植物性タンパク食品を「人造肉」「人工肉」「ヘルシービーフ」等と表示すること
- * 挽肉等に植物性タンパクを混合しているのに、その旨の表示がない場合

(2) 生鮮品（生肉）と「加工肉」「成型肉」との誤認

- * 牛肉、馬肉の筋肉に人工的に脂肪を注入したものを「牛ステーキ」「馬刺し」と表現することは、その商品が生肉であるかのように誤認される。
必ず「加工肉」の表示を明記する。
- * 内臓肉を貼り合わせた成型肉を「ソフトステーキ」「ファミリーステーキ」等と表示するとその商品が生鮮の精肉であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある。
「成型肉」と明記しなければならない。

(3) 種類・部位の誤認

- * 豚肉にウサギの肉を混入したものを「豚肉」と表示したり、牛肉、豚肉、馬肉の混合した挽肉を「牛豚ひき肉」とだけ表示した場合など、食肉の種類・部位などについて誤認される表示をした場合 → [P11 種類・部位等の表示の項目参照]

(4) 原産地、国産・外国産の誤認

- * 外国産のものが国産のものであるかのように誤認されるおそれのある表示
外国産の国名を偽って販売するものや、国産食肉で県別表示をする場合、県名を偽って販売するもの、何れも不当表示になる → [P18 原産地の表示の項目参照]

(5) 和牛の表示の虚偽

* 「黒毛和種」「褐毛和種」「日本短角種」「無角和種」の品種の牛、またはこれら4品種間の交配により生産された牛以外の肉を「和牛」と表示した場合、不当表示になる。

➡ [P25 和牛の表示の項目参照]

(6) 黒豚の表示の虚偽

* バークシャー純粋種以外の品種の豚の肉を「黒豚」と表示すると不当表示になる。またまぎらわしい表示もこれに該当する。

➡ [P27 黒豚の表示の項目参照]

(7) 陳列の方法の不正

* 一般消費者から見やすい前の方や表面に良い肉を陳列し、隠れて見えない内部に劣る肉を置き、その食肉全部の品質が優良であるかのように誤認されるおそれがある表示は不当表示になる。(事前包装ものでも同じ)

* 食肉の種類・部位の性質上、陳列(包装)された内部にある食肉が外部から見えるところにある食肉よりも脂身が多いもの、一切れの形が小さいものが自然に起こりえるが、この場合は不当表示に当たらない。

(8) 品質・規格・名柄等の虚偽

* 食肉の品質、規格、銘柄その他の内容について、実際のものまたは他の事業者のものよりも著しく優良であると消費者に誤認されるおそれのある表示、特に「松阪牛(肉)」「神戸牛(肉)」「近江牛(肉)」など食肉の銘柄について虚偽の表示をすることが無いようにしなければならない。

(9) 価格の有利性の誤認

* 価格を、実際のもの又は他の食肉販売業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される恐れのある表示。

「大手スーパー価格800円を380円」との表示をして販売していたが調べてみると、800円は市内の平均価格であって、同一・同品質のものと比較したものでないと判明し、警告を受けた例があった。

(10) 過剰包装

* 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な容器を用いたものや過剰包装をしたもの。中身が多く入っているように見せかけることによって、実際のものより良い商品のように見せるものである。

